

# 「平成23年7月新潟・福島豪雨」及び「平成23年台風15号」 被害に対する農家経営安定資金（小災害資金）の融通について

## 【福島県】

「平成23年7月新潟・福島豪雨」及び「平成23年台風15号」により農業経営に被害を受けている農業者等の経営安定を図るため、農家経営安定資金を融通いたします。

### 【貸付対象者】

- ① 平成23年7月新潟・福島豪雨により農業経営に被害を受けている農業者等
- ② 平成23年台風15号により農業経営に被害を受けている農業者等

【資金使途】 農業施設等の復旧費及び営農のため必要とする運転資金

【貸付限度額】 500万円

【償還期限】 10年以内（うち据置3年以内）

【貸付利率】 1.2%以内（農協取扱いにあつては無利子）

### 【担保・保証】

福島県農業信用基金協会の保証が利用可能

原則無担保・無保証人（ただし、他の基金協会保証付無担保資金（農業資金）と合わせて個人500万円、法人1,200万円の範囲内）

#### ※福島県農業信用基金協会の保証条件

- 1) 保証料率 0.29%
- 2) 保証割合 100%
- 3) 担保・保証人
  - ・個人：原則無担保・無保証人
  - ・任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人
  - ・法人：役員個人連帯保証により無担保

【申込期限】 平成24年3月12日まで

### 【取扱融資機関】（H23.11.1現在）

各農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、二本松信用金庫、郡山信用金庫、会津信用金庫

### 【借入申込手続】

借入申込みに係る必要書類等につきましては融資機関にご相談ください。

※ 融資機関及び農業信用基金協会の審査で決定されますので、ご希望に添いかねる場合がありますことをご了承ください。